

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2019年1月1日以降始期契約用



“自動車”保険に“自転車”オプション

三井住友海上だからできる安心のパッケージプラン

# 『自転車』パック



ご家族が自転車事故にあわれても、

相手への賠償

弁護士費用

ご自身のケガ

をまとめて補償!

## 加害者 になっても



高額賠償判例

自転車で歩行者に正面衝突し、歩行者の意識が戻らない状態になった。

**賠償額 約9,500万円**

(神戸地裁2013年7月4日判決)

こんなときにお役に立つのが

日常生活賠償特約

詳しくは裏面①へ

## 被害者 になっても



弁護士依頼事例

歩行中に自転車にひかれて大ケガ。加害者が賠償金を支払わないため、弁護士に示談交渉を依頼した。

**弁護士費用 約80万円**

内訳:着手金約30万円、報酬金約50万円(注)  
(注)お客さまが弁護士に依頼することによって得られる経済的利益が約500万円の場合の一例です。

こんなときにお役に立つのが

弁護士費用  
(自動車・日常生活事故型)特約

詳しくは裏面②へ

## ケガ をしても



損害の額の例

自転車運転中にポールに衝突して負傷した。

**損害の額 約1,450万円(注)**

(注) [30才男性(症状固定時30才)年収500万円/左肘関節骨折/事故後20日間入院後、9か月間月4回通院/後遺障害として肘関節に機能障害が残った(第12級第6号)]の場合の損害の額の一例です。

こんなときにお役に立つのが

交通乗用具事故特約

詳しくは裏面③へ

ご家族全員の自転車におけるリスクを補償します!

※「ご家族」とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまをいいます。

『自転車』パック

月々の合計保険料 合計

**1,210円**

内訳

日常生活賠償特約

月々 180円(注1)

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

月々 420円(注1)

交通乗用具事故特約

月々 610円(注1)(注2)

(注1) 団体扱・集団扱特約等をセットした場合は異なることがあります。

(注2) 保険料条件は、裏面をご確認ください。

# 『自転車』パックは以下の特約のパックプランです。 『GK クルマの保険』にオプションとしてセットできます。

## ① 日常生活賠償特約

すべてのご契約にセットできます。ただし、自転車賠償特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約と同時にセットできません。

日本国内・日本国外における日常生活の事故により、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等<sup>(注)</sup>を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は日常生活の事故が日本国内で発生した場合は「無制限」、日本国外で発生した場合は「3億円」です。  
また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

対象事故	保険金額	示談交渉サービス
国内事故 *電車等運行不能賠償補償あり	無制限	あり
国外事故	3億円	なし



損害防止費用    権利保全行使費用    緊急措置費用    示談交渉費用    争訟費用

(注) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。  
※被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。なお、これらのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、監督義務者等が被保険者となります。

示談交渉サービス付    お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

(国内事故のみ)

上記のほか、日常生活賠償特約の補償の対象となる事故の範囲を、自転車での事故に限定する自転車賠償特約があります。

## ② 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

すべてのご契約にセットできます。ただし、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約と同時にセットできません。

日常生活事故<sup>(注1)</sup>および自動車事故<sup>(注2)</sup>によって死傷したり、財物に損害を受け、相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故<sup>(注3)</sup>によって、被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用や法律相談費用<sup>(注4)</sup>を負担したときに、次の保険金をお支払いします。<sup>(注5)</sup>

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。



(注1) 日本国内で発生した日常生活全般の事故(歩行中に走ってきた人に衝突されケガをした等)をいいます。  
(注2) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。  
(注3) ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。  
(注4) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限り、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。  
(注5) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。

万一の事故の際には、紹介ネットワークをご利用いただけます!

対応する補償の保険金をお支払いする場合に、お客さまのご要望に応じて弁護士の紹介窓口をご案内します。  
※地域・時期等によっては、弁護士をご紹介できない場合があります。また、ご紹介した弁護士への相談等はお客さまの責任でご利用いただき、保険金額または費用ごとに特約に定める金額を超えて利用した場合の超過金額はお客さまのご負担となります。



上記のほか、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償対象となる事故の範囲を、お車および自転車での事故に限定する弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約があります。

## ③ 交通乗用具事故特約

人身傷害保険付き契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、交通乗用具事故<sup>(注)</sup>によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合は、人身傷害保険金をお支払いします。○:お支払いします ×:お支払いしません



事故の種類	ご契約のお車の事故	交通乗用具事故
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	自転車同士でぶつかってケガをした
人身傷害保険	○	×
交通乗用具事故特約をセットする場合	○	○

(注) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)や、交通乗用具の事故等をいいます。なお、交通乗用具とは、電車、自転車、航空機、船舶、エレベーター等をいいます。

上記の特約は、いずれも「補償が重複する可能性のある特約」となりますので、補償内容をご確認ください。

- 日常生活賠償特約** この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複します。
- 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約** 親族所有自動車<sup>(注)</sup>も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複します。  
(注) ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車をいいます。
- 交通乗用具事故特約** この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複します。

<保険料条件>

- ◆日常生活賠償特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約/保険料払込方法が月払12回<一般分割口座振替>の場合
- ◆交通乗用具事故特約をセットした保険料例の条件/ GK クルマの保険、始期日:2019年1月1日、保険期間:1年、月払12回<一般分割口座振替>、記名被保険者:個人<45才>、免許証の色:ブルー、日常・レジャー使用、自家用普通乗用車、初度登録:平成25年11月、型式別料率クラス:車両4・対人・自損4・対物4・傷者4、等級:20等級、事故有係数適用期間:0年、長期優良割引:適用、35才以上補償、対人賠償保険:無制限、対物賠償保険:無制限<免責金額:なし>、対物超過修理費用特約:あり、人身傷害保険:5,000万円、ロードサービス費用特約:あり、ASV割引:なし

- 『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険の略称です。
- このチラシは、日常生活賠償特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約および交通乗用具事故特約の概要をご説明したものです。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)  
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。  
https://www.ms-ins.com